

議会活性化特別委員会県外視察報告書

日 時	平成26年5月26日（月）午後1時から午後3時まで
視 察 先	岡山県井原市
視 察 項 目	広聴広報委員会について、その他開かれた議会を目指した取り組みについて
視 察 者	委員長 小坂 昇 副委員長 渡邊眞弓 議 長 江端菊和 委 員 竹内慎治、林 秀人、冨田一太郎、青木志浩、大島大東、 中村千恵子、荻田信孝、向山孝史
視 察 内 容	<p>○ 広聴広報委員会について</p> <p>井原市議会では、任意の会議である議会だより編集委員会で議会だよりの編集を行っていたが、議会基本条例の制定を機に、他の広聴広報活動の充実とともに、公の会議として広聴広報委員会を設置した。さらに、市民との意見交換の場については、同条例において「議会は、CATV等を活用した議会報告を行うとともに、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見交換する場を設けるものとする」と明確に位置付け、市民の声を聴く会として開催している。また、議会だよりの編集については、内容の確認、写真の撮影等も含め、議員の担当制により行っている。</p> <p>そのほかにも、市民から幅広く意見等を求めることを目的に、市内24か所の公共施設に提案箱を設置するなど、広聴広報活動の充実に向けた取り組みを行っている。</p> <p>○ その他開かれた議会を目指した取り組みについて</p> <p>議長、副議長選挙立候補制度を平成23年度から運用するとともに、委員会等を原則公開とするなど、開かれた議会を目指した取り組みを行っている。</p>
所 感	<p>井原市議会では、議会基本条例の策定過程において、広聴広報活動の重要性を再認識し、広聴広報委員会を設置した。同委員会は、「議会は、広聴広報委員会を設置し、議会広報及びホームページの充実に努めるものとする」として、同条例上に明文化され、会議規則における協議等の場に位置付けられている。</p> <p>広聴広報活動では特に広聴に力を入れ、市民の声を聴く会を実施しているが、内容については、事前準備、事後処理を含めて、全て広聴広報委員会を中心に議員のみで行っている。広く市民の意見を聴くための方法や参加者の固定化の問題などは、本市においても今後の検討課題である。</p> <p>また、市民の声を聴く会のほかにも、公共施設に提案箱を設置し、担当の議員が回収するといった仕組みは、インターネットを利用できない市民の声を聞く方法としては、大変有効であると感じた。さらに、インターネットの活用についても、県内のポータルサイトへの参加など、積極的な取り組みが見られた。</p> <p>なお、議長、副議長選挙における立候補制度については、本会議休憩中の全員協議会で所信表明を実施するなど、本市と同様の配慮が見られ、原理原則を守りつつも開かれた議事を推進する手法として共感するものであった。</p> <p>こうした広聴広報委員会を始めとした井原市議会の取り組みは、先進的であるとともに、本市と同様であっても異なった手法がとられているものもあり、大いに刺激となるものであった。</p>

日 時	平成26年5月27日（火）午前10時から正午まで
視 察 先	山口県光市
視 察 項 目	広報広聴委員会について、その他開かれた議会を目指した取り組みについて
視 察 者	委員 長 小坂 昇 副委員長 渡邊眞弓 議 長 江端菊和 委 員 竹内慎治、林 秀人、冨田一太郎、青木志浩、大島大東、 中村千恵子、荻田信孝、向山孝史
視 察 内 容	<p>○ 広報広聴委員会について</p> <p>光市議会では、議会改革の推進、情報発信・情報公開の充実の必要性から、平成21年3月に議会改革研究会が設立され、100時間を超える議論が行われている。この議論の過程において任意の会議として設置された広報広聴委員会などについて視察した。</p> <p>広報広聴委員会は、情報発信・情報公開の充実を目指した取り組みを行っており、特に直接市民との対話や意見聴取を行う場である議会報告会・意見交換会の中心として活動している。議会報告会・意見交換会は、平成24年度から26年度までに5回開催され、積極的な意見交換が行われている。この資料については、本市と同様、全て議員が作成しており、回を重ねるごとにその内容も精査されている。議会報告会・意見交換会の特徴として、市民の意見の事前提案制をとっており、事前提案用紙（議会報告会・意見交換会のチラシの裏に印刷）により、事前に市民が自分の意見を提出することができる。なお、この事前提案用紙には連絡先の記入欄もあるため、当日参加できない場合にも、郵送で回答を得ることができる。</p> <p>なお、議会だよりについては、財政面の課題などから平成21年1月から休刊しているが、インターネットやCATVの普及、地元新聞社の存在など、その他の情報媒体により、情報発信が行われている。</p> <p>○ その他開かれた議会を目指した取り組みについて</p> <p>議会の監視機能強化とともに、開かれた議会の推進となる地方自治法第96条第2項に基づく議決事件について、同市議会では、平成23年に「光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例」を制定している。</p>
所 感	<p>光市議会では、財政面やホームページなどの他の情報媒体の普及により、平成21年に議会だよりを休刊したことを機に、議会改革の推進、情報発信・情報公開の充実などの必要性を再認識し、議会改革研究会を設立して議論を重ねた。翌年には同研究会の検討事項が打ち出され、議会としてできることから実施していくため、任意の会議として広報広聴委員会を設置し、情報発信・情報公開の充実を目指した取り組みを行っている。</p> <p>議会報告会・意見交換会は、これまでに既に5回開催され、徐々に減少はしてきているものの、1回（複数会場の場合もあり）約100人から350人の市民が参加するなど、市民との意見交換に対し、積極的に取り組んでいた。</p> <p>また、議会報告会・意見交換会における事前提案用紙などの取り組みは、大いに参考にできるものであった。なお、本特別委員会においても検討中である議決事件に係る条例の事例として、光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例についても確認することができた。</p>